

重野まさき後援会規約

- 1 (名 称) 本会は、重野まさき後援会と称する。
- 2 (事務所) 本会の事務所は、柏崎市北園町19-47に置く。
- 3 (目 的) 本会は、重野まさき氏の政治活動を支援することを目的とする。
- 4 (事 業) 本会の目的を達成するために、政策研修、会報の発行、その他を行う。
- 5 (会 員) 本会の目的に賛同する会員とする。
- 6 (役 員) 本会は次の役員を置く。
会長、会計責任者、会計職務代行者等
- 7 (経 費) 本会の経費は、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 8 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

附 則

本規約は平成27年4月1日より実施する。